

条例第3条第1項基準チェック表（第1表-①）

法人名	特定非営利活動法人 京都 DARC
-----	-------------------

【第2号】

特定非営利活動法人として、申出の日が属する事業年度の直前に終了した事業年度の末日からさかのぼって2年以上継続して特定非営利活動を行っていること。

実績判定期間内の各事業年度

実績判定期間	平成 27年 4月 1日 から 平成 29年 3月 31日まで	
実績判定期間内の各事業年度	㉑	年 月 日から 年 月 日まで
	㉒	年 月 日から 年 月 日まで
	㉓	年 月 日から 年 月 日まで
	㉔	平成 27年 4月 1日 から 平成 28年 3月 31日まで
	㉕	平成 28年 4月 1日 から 平成 29年 3月 31日まで

【第6号】

(ア) 又は (イ) のいずれかに適合すること。(適合するいずれかについて記入してください。)

(ア) 特定非営利活動に係る事業費の金額が150万円以上（年平均）

実績判定期間内の各事業年度	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	合計 (①)
特定非営利活動に係る事業費				50,487,616	46,615,915	97,103,531 円

㉑から㉕までの合計月数 (※㉑)	24 月
------------------	------

年平均の事業費の金額 (① × 12 ÷ ㉑ ≥ 150万円)	48,551,766 円
-----------------------------------	--------------

(イ) 会員数が50名以上（事業年度平均）

実績判定期間内の各事業年度	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	合計 (②)
会員の人数						人

㉑から㉕までの事業年度の合計数 (※㉑)	
----------------------	--

事業年度平均の会員の人数 (② ÷ ㉑ ≥ 50人)	人
------------------------------	---

* 会員名簿及び会員の人数の算出根拠を示す書類を添付してください。

条例第3条第1項基準チェック表（第1表-②）

法人名	特定非営利活動法人 京都 DARC
-----	-------------------

【第7号】

(ア) 又は (イ) のいずれかに適合すること。(適合するいずれかについて記入してください。)

(ア) 寄附者の人数が50人以上かつ寄附金額の合計額が15万円以上（年平均）

実績判定期間内の各事業年度	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	合計
寄附者の人数				54	49	103人 (㉖)
寄附金額の合計額				768,000	593,000	1,361,000円 (㉗)

㉑から㉕までの合計月数 (※㉘)	24月
------------------	-----

年平均の寄附者の人数 (㉖ × 12 ÷ ㉘ ≥ 50人)	51,5人
年平均の寄附金の金額 (㉗ × 12 ÷ ㉘ ≥ 15万円)	680,500円

*寄附者名簿及び寄附金額の算出根拠を示す書類を添付してください。

(イ) 無償の労力の提供等の延べ活動時間数が200時間以上（年平均）

実績判定期間内の各事業年度	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	合計 (㉙)
延べ活動時間数						時間

㉑から㉕までの合計月数 (※㉚)	月
------------------	---

年平均の延べ活動時間数 (㉙ × 12 ÷ ㉚ ≥ 200時間)	時間
------------------------------------	----

*無償労力提供者名簿及び延べ活動時間数の算出根拠を示す書類を添付してください。

条例第3条第1項基準チェック表（第1表-③）

法人名	特定非営利活動法人 京都 DARC
-----	-------------------

	記入欄		
【第8号】 実績判定期間 における地域 の課題の解決 に資する特定 非営利活動の 実績	<p>薬物依存症とは、覚醒剤・大麻・シンナー・処方薬等、依存性を持った物質をある期間使い続けたため、脳内に変化が生じて依存性物質の摂取がコントロールできなくなって、日常生活に支障が生じ、家族・仕事・友人などを失っても依存性物質の使用をやめることができなくなる病気です。この状態から自力で抜け出すことは大変困難ですが、適切なプログラムを受けることで回復することが可能になります。</p> <p>京都 DARC は、薬物を使うことをやめ続けたいと願う方の回復支援を行っています。薬物を使わない生き方を新たな経験として学んでいくと共に、それまで置き去りにしてきた様々な問題（人間関係、借金問題、重複障がいなど）を医療や司法、福祉の専門家のサポートを受けながら解決していくことを手助けしています。</p> <p>京都 DARC のスタッフは薬物依存症の回復者が大半で当事者が当時者を支援するという「セルフヘルプ」の精神を大切にし、同じ悩みを持つ仲間との関わり（フェローシップ）の中で、回復するための「居場所」「時間」「回復モデル」を提供し、依存症から解放されたい仲間同士によるグループセラピー「ミーティング」を中心に回復の手助けをしています。</p> <p>「障害者総合支援法」に基づく障害福祉サービス事業所として、指定共同生活援助（介護サービス包括型）をネクサス1,2にて、自立訓練（生活訓練）事業をデイセンター・マハロにて行っています。また、昨年、新たに入寮施設ネクサス3をシェアハウスとして開設しました。</p> <p>デイセンター・マハロの回復プログラムとして、農作業、月一回デイセンター近くの公園の掃除ボランティア、さらに東九条春祭り・秋祭りボランティア参加や東九条マダンのお伝いを通して、地域の方との交流を深めています。また、薬物依存症者及びその家族への相談援助事業として、電話相談や来所面談、月一回の家族プログラムを行い、京都府薬務課との共同事業として、薬物依存症の電話相談“薬物依存 ホットライン”ならびに「若年者向け薬物再乱用防止プログラム」（明日への扉を今開こう！OPEN）を行っています。さらに、学校・高校・大学、各種研修会（関係者・PTA・福祉等）、矯正施設等への講師派遣により、薬物依存症・薬物乱用に関する知識・情報の普及啓発を行っています。</p> <p>*課題の解決に資するものであることを示す書類を添付してください。 平成27年度事業報告書 平成28年度事業報告書</p>		
【第9号】 実績判定期間 における他団 体との協働又 は支持若しく は助成の実績	実績（有の場合その期間）	協働・支持団体名	
他団体との 協働事業	⑦（平成27年4月1日～平成29年3月31日）・無	株式会社大林組	
民間助成金	⑦（平成27年4月1日～平成28年2月10日）・無	公益財団法人 日工組社会安全財団	
行政補助金	有（ ）・無		
表彰歴	⑦（平成27年7月1日）・無	法務大臣 上川陽子	
その他	⑦（平成27年4月1日～平成29年3月31日）・無	京都府薬務課	

条例第3条第1項基準チェック表（第1表－④）

法人名	特定非営利活動法人 京都DARC
-----	------------------

【第1号】 市内に有する事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・主たる事務所 京都市伏見区深草西浦町 6-1-2 サンリッチ西浦 1F ・その他の事務所（従たる事務所）
【第3号】 インターネットの利用等による当該申出法人に関する規則で定める情報の公開	<p>公開方法・場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネットの利用 URL:http://www.kyoto-darc.org URL:http://fields.canpan.info/organization/detail/1198261651#basicinfo ・その他（ 所轄庁への届出 ）
【第4号】 寄附金を充当する予定の特定非営利活動を実施することができる運営組織	<p>① 定款に定める意思決定の手続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総会の議決 ・理事会の議決 ・その他（ ） <p>② 当該特定非営利活動を行うための体制</p> <p>毎月1回の京都DARC運営委員による定例会（京都DARC職員・京都DARC正会員・京都DARC支援者により構成）において、一か月の事業報告を行う。</p> <p>* 定款に定める手続を経て意思決定を行ったことを示す書類（会議録等）及び当該特定非営利活動を行うための体制を示す書類を提示ください。</p>

（注意事項）

・条例第3条第1項基準チェック表（第1表－④）は、条例第11条第1項に基づく書類（事業報告書等提出書類）の提出時においても第3号及び第4号に係る基準について記載及び添付する必要があります。